

令和6年度宮崎県介護ロボット導入支援事業Q&A

Q1 介護ロボットにはどのような種類がありますか？	
介護ロボットの種類は、以下の6分野13項目のとなります。	
分野	項目
移乗介助	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器
	ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器
移動支援	高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
	高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器
	高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器
排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ
	ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器
	ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器
見守り・コミュニケーション	介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
	在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
	高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器
入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器
介護業務支援	ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

Q2 導入しようとする機器が補助対象となる介護ロボットか確認する方法はありますか？

経済産業省が実施している「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択されているものは補助対象となります。経済産業省のホームページにある一覧表等でご確認ください。

経済産業省のホームページに掲載のないもので、対象になるかどうかについては県長寿介護課にお問い合わせください。(その場合は介護ロボットのパンフレット等の写しを提出してください。)

Q3 介護ロボットに該当しない「その他」とは、どのような機器が想定されますか。

介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等が対象となります。

例えば、移乗や移動を支援する機器であり介護ロボット(Q1を参照)に該当しない機器(床走行リフト等)、介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器(一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車等)、見守りや介護業務を支援する機器・システムであり介護ロボットに該当しない機器・システム(バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム等)、入力を支援する機器であり介護ロボットに該当しない機器(特殊浴槽等)などが想定されます。

県長寿介護課において「その他」に該当するかを個別に判断しますので、以下の書類を添えて、機器・システムを取り扱うメーカー等からお問い合わせください。

- ① 機器・システムのパンフレット
- ② 機器・システムの導入により、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間削減などの業務効率化につながる資料

【問合せ先】

宮崎県福祉保健部長寿介護課 施設介護担当

TEL:0985-26-7058

メール: shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp

Q4 補助対象となる介護ロボット等の数に制限はありますか？

制限はありません。ただし、同一機器を導入する場合は定員数までとします。
※全てのサービスで同様

Q5 補助金の交付決定前に購入したものは対象となりますか？

補助金の交付決定前に購入したものは補助対象なりません。県から交付決定通知を受けた後に購入したものが補助対象となります。

Q6 いつまでに事業を完了する必要がありますか。

県が交付決定をした後に、**令和7年1月31日までに契約、納品、発注、導入の上、実績報告書を提出する必要があります。**

例年より事業期間が短なっておりますので、御留意ください。

Q7 リース費用は補助対象になりますか。

補助対象となりますが、当該年度中に係る経費のみが対象となります。

Q7 介護ソフトや介護ロボット等の補助対象期間は、購入形態により、どのような取扱いとなりますか。

購入形態ごとに、以下のとおりとなります。

- ・ 使用权の期限がないもの……全額が対象
- ・ 支払いが月額払いのもの……当該年度分が対象
- ・ 支払いが年額払いのもの……1年分が対象
- ・ 複数年の使用权契約のもの……契約年数を按分して1年分

なお、使用权については、3年未満の期間を設置している場合、補助対象なりませんので御留意ください。

Q8 事業所として、過去に介護ロボット導入に係る補助金を受けている場合は、今回申請できますか？

申請できます。

Q9 受信・制御機器として使用するパソコン・タブレット等は対象機器に含まれますか？

パソコン・タブレット・スマートフォン等などの汎用性のあるものは他に転用可能なため、補助対象なりませんので、ご注意ください。

その他、消費税、機器のメンテナンス費用やインターネット回線使用料なども補助対象なりません。 ※インカムを導入する場合も同様

Q10 コミュニケーションロボット等の初期導入費用(導入時に機器セットアップをメーカーに依頼した際にかかるセットアップ費用)及びアップグレード費用は対象となりますか？

初期導入費用は補助対象となりますが、アップグレード費用については対象となりません。

Q11 インカムの導入の補助限度台数はありますか？

補助上限台数はありません。

Q12 同一法人で複数の事業所を運営している場合、申請する単位はどのような取扱いとなりますか。

事業所単位で申請することとなります。

例えば、3事業所を運営する法人で、全事業所で補助金の活用を希望する場合は、3事業所分の申請が必要となります。

Q12 複数の事業所について補助金の申請を行う場合、添付する見積書は、全事業所の機器を1つの見積書にまとめてよいでしょうか。

事業所ごとに見積書の添付が必要なため、見積書は事業所ごとに作成するよう、導入業者と調整をお願いします。

Q13 令和5年度以前に、見守り機器の導入に伴う通信環境整備(Wi-Fi 工事、インカムの導入、システム連動経費)のメニューを活用している場合、今回、同メニューの活用は可能ですか。

見守り機器の導入に伴う通信環境整備のメニューについては、原則1事業所につき1回限りの補助となります。

ただし、令和5年度に補助制度の見直しが行われたことより、**令和4年度以前に同メニューを活用している場合でも、令和6年度に再度活用することができます。**
(令和5年度に同メニューを活用している場合は、令和6年度に再度活用することはできません。)

Q14 Wi-Fi 工事と介護ロボット(見守り機器)の導入を別年度に実施した際は対象になりますか。

既に見守り機器を導入している場合(同時に導入する場合を含む。)はWi-Fi 工事の費用が補助対象となりますが、Wi-Fi 工事を先行して行い、次年度以降に見守り機器の導入を行う場合はWi-Fi 工事の費用は補助対象となりません。

Q15 事業所のサービス区分で対象外となるサービスはありますか？

住宅型有料老人ホームは対象外です。(介護付き有料老人ホームは対象です。)
また、居宅系サービス事業のうち、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防サービスのうち、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売の事業所は対象外です。

Q16 本事業を活用して導入した介護ロボットを1年間使用しましたが、その後、事業所の都合で使用しないことは可能ですか？

本事業は、3年以上介護ロボットを使用することが条件になっており、導入後3年間は、毎年度4月末までに「導入効果報告書」により報告していただきます。

(例)令和6年12月に導入した場合

令和8年4月、令和9年4月、令和10年4月までにそれぞれ報告

Q17 SECURITY ACTION の宣言は、中小企業のみ行うのですか。(大企業は宣言不要ですか。)

SECURITY ACTION の宣言は事業所単位で行っていただくことを想定しています。中小企業であり単一事業所を運営する場合は法人として宣言を行うこととなります。中小企業、大企業の別に関わらず、複数法人を運営する場合は、事業所単位で法人番号がないと考えられるため、「個人事業主」として申し込むことを想定しています。

Q18 業務改善計画様式の「SECURITY ACTION 自己宣言」については、どのような手順で申し込めばよいでしょうか。

以下の HP を参照の上、事業所単位で申し込んでください。

・「SECURITY ACTION」

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>

・「SECURITY ACTION 自己宣言者サイト」

<https://security-shien.ipa.go.jp/security/index.html>

なお、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでください。